

避難情報

町では、皆さんの生命に危険が及ぶと判断した場合、避難指示などの避難情報を発令し、避難を促します。避難指示などを発令するときは、さまざまな状況を総合的に判断して発令します。

大雨のとき

大雨のときの避難行動

避難は災害から命を守るための行動です。大雨による災害から身を守る避難行動は、従来、避難指示等の発令時に行う避難所への避難が一般的でしたが、今後は次のすべての行動を避難行動とします。

指定避難所への移動

警戒区域等内の自宅などから移動し、安全な場所への避難（公園、親戚や友人の家等）

近隣の強固で高い建物等への移動

建物内の安全な場所での待避（家屋内の垂直避難）

やむを得ず、家屋内に留まった場合、安全を確保する避難行動として、洪水対策では建物の2階以上高いところへ、土砂災害対策には斜面と反対方向の高い階への移動が有効です。

屋外が安全で移動できる状態のとき

屋外が危険な状態などのとき

※特に、土砂災害警戒区域や河川氾濫の浸水想定区域にお住まいの方は、皆さんが早め早めに判断をして、「危ない」と思ったら、ただちに危険な区域から離れる。自主避難をすることが命を守ることにあります。

地震のとき

大きな地震に伴って、多くの家屋が崩壊し、その後の余震により家屋が倒壊のおそれがあるとき、又は火災が発生して大規模な延焼拡大のおそれがあるとき。

※ただちに避難所を開設するよう努めますが、時間がかかる場合があります。

警戒レベルと避難行動

令和3年度以降

令和2年度まで

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報	参考
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~				
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 (注)	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難※2	高齢者等避難	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況 悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである

(注) 避難指示は、現行の避難勧告のタイミングで発令する